

(別紙)

議員提出議案第3号足湯事件に関わる議員の関与を調査する特別委員会の設置についてに対する修正案

議員提出議案第3号足湯事件に関わる議員の関与を調査する特別委員会の設置についての全部を次のとおり修正する。

足湯施設新設工事の業務請負契約を調査する特別委員会の設置について

1 調査事項

本議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

(1)足湯施設新設工事の業務請負契約に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び生駒市議会委員会条例(昭和46年11月生駒市条例第31号)第5条の規定により、足湯施設新設工事の業務請負契約について、委員8人で構成する調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を足湯施設新設工事の業務請負契約を調査する特別委員会に委任する。

4 調査期限

足湯施設新設工事の業務請負契約を調査する特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては100万円以内とする。